

## 4 コミュニティ・まちづくり対策

### (1) 経緯と背景

被災者一人ひとりの再建を目指す上で、被災者相互の助け合いや、コミュニティにおける人と人との結びつきが欠かせなかった。阪神・淡路大震災では郊外に大規模な仮設住宅が建設されたこともあり、住民の従来のコミュニティが分断された。災害復興公営住宅でも高齢者が優先的に入居することとしたため、新たなコミュニティづくりが重要な課題となった。

兵庫県では、震災後比較的早期にこの問題に取り組み、仮設住宅における自治活動を推進する場としてふれあいセンターを設置した。自治会活動の拠点となる地域集会所の再建等も支援した。その後、災害復興公営住宅の整備がなされるなかで、ふれあいセンターの機能を拡充したコミュニティプラザの設置により、地域における活動の拠点づくりを支援した。また高齢者が抱える健康上の問題を解決するための見守り活動や、行政、支援者、専門家、コミュニティ等が連携して、高齢者の自立を支援することも必要とされた。

復興市街地や商店街のなかには、復興から取り残される地域が出現した。市街地では都市計画の策定により復興が進む地域と、白地地区と呼ばれる土地利用規制の対象とならない地域とがあった。後者における住民主体のまちづくりのためには、住民間の権利調整、合意形成、行政との交渉等の上で専門家を必要とした。商店街でも、震災後の都市構造やライフスタイルの変化、経済情勢の推移により、震災前のにぎわいを取り戻すのは困難であった。商店街等を軸にしたまちづくりといった観点で、分野横断的に再建を進める必要があった。

平成17年4月に設置された復興フォローアップ委員会では、「高齢者の自立支援」や「まちなぎわいづくり」を今後の復興における重点課題に掲げ、高齢者を包摂するコミュニティづくりや、商業活性化とまちづくりを連携させる取組みが必要であると提言した。

こうした問題に対処するには、従来の住宅、生活、産業、教育、文化といったそれぞれの対策を分野横断的に取組むことが必要となる。この教訓は後年の災害復興でも重要課題として継承された。このため、本記録誌では、設立当初より分類してきた「住宅」「生活」「産業」「教育」「その他・自主事業」に加え、「コミュニティ・まちづくり」を別立てして紹介する。

### (2) 事業内容

#### ① コミュニティ機能の強化支援

阪神・淡路大震災からの復興過程では、自治会などの地縁組織によるコミュニティの重要性が改めて認識された。「コミュニティ拠点の設置・運営に対する支援」(p.162-170)では、応急仮設住宅でのふれあいセンターや災害公営住宅でのコミュニティプラザの設置、あるいは従前から地域集会所の再建を通じてコミュニティ施設の整備に努めた。住民同士の交流事業を行う場となり、災害復興公営住宅における自治会の結成、見守り活動の実施といった地域コミュニティの再建へと繋がった。

NPOやボランティアといった外からの支援も、被災者の自立はもとより、コミュニティの形成に貢献した。「被災者への生活支援とコミュニティ形成の支援」(p.149-156)では、生活支援マネジメントシステム事業補助によりNPOと行政の連携を深める事業への補助を行った。「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助では、被災者を支援する県民運動の場としてフェニックスプラザに、県職員とNPO職員からなる事務局を設け、支援者間のネットワークを強化するとともに、コミュニティづくりを支援する事業、県外被災者の帰還をうながす支援、コミュニティピ

ジネスを推進する事業等を展開した。

## ② 新たなコミュニティでの高齢者の自立支援

仮設住宅やその後の災害復興公営住宅においては、被災高齢者の閉じこもり、健康問題、孤独死などの問題が生じた。災害公営住宅には被災高齢者を支援する生活援助員（LSA）が配備されていたが、その要件を満たさない公営住宅についても、復興基金で「高齢者の自立支援」（p.156-162）により生活復興相談員や高齢世帯生活援助員を設置し、入居者の生活支援を推進するとともに、高齢者の見守り体制の充実に努めた。

震災10年後も高齢者の自立支援が課題として残ったことから、常駐型の見守り、健康づくり、コミュニティ、支援者間のプラットフォームの各機能を一体化し、多様なサービスを展開する「高齢者自立支援ひろば」を設置した。さらに、地域コミュニティ支援事業では、同ひろばにおいて、災害復興公営住宅等の住民と周辺地域の住民、専門職、NPO等が連携し、コミュニティの再構築を図る事業に対して支援を行った。

## ③ 復興まちづくりとまちなぎわいづくり支援

市街地の復興に際しては、住民主体のまちづくりをいかに促進するかが課題となった。「復興まちづくりと景観形成への支援」（p.141-148）では、復興まちづくり支援事業補助により都市計画などの専門家を派遣し、まちづくり協議会等地元住民団体の活動を支援した。これにより住民団体は、まちづくりに関わる知識を得るだけでなく、住民間の合意形成、行政との交渉を円滑に行うことができるようになった。同事業は、その後も度々拡充され、市街地の空き地の活用や緑化事業にも用いられるようになり、後年のまちなぎわいづくり一括助成事業へと続いた。また、景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助により、住宅再建の過程で画一化したまちなぎわいの復興を図った。

震災後10年が経過するなかで、被災商店街などが行うイベント事業への補助を行う一方、「被災商店街等の活性化に対する支援」（p.172-176）では、衰退した商店街等の共同施設の撤去や、被災商店街の空き店舗、空き区画を活用した事業に対する補助が設けられた。22年度からは、商店街単体に対する補助から、地域の主体的な発想に基づき、地域の実情や特性に応じた特色あるまちづくりの一環として実施する取組みに対して、包括的かつ段階的に支援するまちなぎわいづくり一括助成事業を始めた。

また、復興市街地再開発に伴う空き区画の解消も残された課題であった。「復興市街地再開発地域のまちなぎわい創出に対する支援」（p.177-181）では、復興市街地再開発地域にまちなぎわい創出事業により、商業施設等の入居や事業所の開設等に対する支援を続けるとともに、開発コンセプトを明確にしたゾーン開発による新たなまちなぎわいの創出を図った。

## 1. 復興まちづくりと景観形成への支援

### 1-1 復興まちづくり支援事業補助

#### 復興まちづくり支援事業補助

##### (1) 趣旨

目的：市街地復興のまちづくり活動を行う住民団体等にまちづくり専門家の派遣やまちづくり活動に要する経費の助成などを行う事業に対して補助し、住民主体のまちづくり活動を支援し、被災市街地の健全な復興の推進を図る。

事業年度：平成7年度～27年度



##### (2) 内容

###### ■補助対象者

(財)兵庫県都市整備協会

(平成15年度以降：(財)兵庫県まちづくり技術センター)

###### ■補助対象事業

- ① まちづくりアドバイザー・まちづくりコンサルタントの選定・登録  
民間・大学等の都市計画専門家及び研究者や民間コンサルタント等を登録する。
- ② まちづくりアドバイザーの派遣（平成7年度～27年度）  
住民のまちづくりグループからの要請があった場合又は(財)兵庫県まちづくり技術センターが必要と認めた場合、地域のまちづくりに向けての勉強会等にアドバイザーを派遣し、情報提供や助言を行う。
  - ・派遣回数：原則として1地区延べ15人まで
  - ・派遣費用：1人1日5万円を限度とする。
- ③ まちづくり活動を行う住民組織へのコンサルタントの派遣（平成7年度～27年度）  
建築物の共同化・協調化計画、被災マンション再建計画、まちづくり計画等を作成する住民団体からの要請によりコンサルタントを派遣し、計画作成を支援する。
  - ・対象団体：3人以上で構成される住民団体
  - ・派遣費用：1地区150万円（但し、7人以上で構成される団体又は被災マンション再建を目的とする住民団体に対しては、300万円）を限度とする。
- ④ まちづくり活動を行う住民組織への資金助成（平成7年度～27年度）  
地域のまちづくり協議会等からの要請に基づき、活動費の一部を助成する。
  - ・対象団体：地域住民もしくは権利者の1/2以上が賛同する団体
  - ・対象経費：広報紙、パンフレット等の作成費、会場使用料、視察経費、資料作成費等、まちづくり計画案や事業手法に関する合意の形成に向けた住民意向調査等についてのコンサルタント委託料、協議会運営事務費等
  - ・助成額：1地区300万円を限度とする。
- ⑤ 空地の環境整備を行う住民組織への資金助成（平成10年度～13年度）

震災により空地となり、当面建築計画のない空地を公園・広場等として暫定的に整備するまちづくり協議会等からの要請に基づき、整備費の一部を助成する。

- ・対象団体：地域住民若しくは権利者の1/2以上が賛同する団体
- ・対象経費：整地、舗装、フェンス、植栽、街灯及びベンチの設置等、整備工事に係る経費
- ・補助限度額：市町が補助する額と同額。但し1地区150万円を限度とする。

⑥ 空地にバザールを設置する住民組織への資金助成（平成10年度～13年度）

震災により空地となり、当面建築計画のない空地に暫定的にバザール形成を行うまちづくり協議会等からの要請に基づき、整備費の一部を助成する。

- ・対象団体：地域住民若しくは権利者の1/2以上が賛同する団体
- ・対象経費：整地、舗装、ベンチの設置、仮設店舗及び植栽等整備工事に係る経費
- ・補助限度額：市町が補助する額と同額。但し1地区150万円を限度とする。

■補助対象区域

- ① 災害救助法対象市町（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、南あわじ市、淡路市）
- ② 原則として、概ね街区単位で、全壊、半壊又は地震時に発生した火災により焼失した家屋を3戸以上含むもの

(3) 実績と成果

年度	件数	のべ地区数					金額（千円）
		①アドバイザー派遣	②コンサルタント派遣	③まちづくり活動助成	④空地の環境整備事業	⑤バザール設置助成	
7	141	49	57	35			104,757
8	149	49	59	41			142,540
9	175	51	82	42			217,569
10	194	45	64	81	4	0	186,999
11	231	85	56	84	6	0	206,926
12	177	34	50	91	2	0	165,913
13	114	19	26	69	0	0	91,857
14	113	20	26	67			90,753
15	101	13	23	65			80,987
16	103	8	30	65			90,678
17	68	6	8	54			38,753
18	80	6	23	51			59,601
19	62	7	12	43			46,452
20	52	8	8	36			43,274
21	50	6	13	31			37,901
22	53	6	17	30			39,994
23	49	17	11	21			33,238
24	45	11	13	21			32,748
25	46	13	14	19			31,453
26	31	3	10	18			26,862
27	13	1	10	2			26,899
28	12	2	8	2			19,648
29	6	1	4	1			9,236
計	2,065	460	624	969	12	0	1,825,038

**被災地空き地活用パイロット事業**

(1) 趣旨

目的：被災した市街地における空き地を地域のイベントや憩いの場などとして活用し、まちのにぎわいを創出する活動を支援する事業に対して補助し、被災地のまちのにぎわいの創出を図る。

事業年度：平成14年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

まちづくり協議会や自治会、商店街組合、グループ等が被災地の空き地を地域のイベントや憩いの場などとして活用し、まちのにぎわいを創出する活動に要する費用を助成する。

・Aタイプ：概ね月1回程度活動し、6か月以上1年以下の間実施すること  
(限度額：150万円/件)

・Bタイプ：概ね月1回程度活動し、3か月以上6か月未満の間実施すること  
(限度額：70万円/件)

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)
14	4	6,021	16	17	13,455
15	8	8,097	17	8	3,205
			計	37	30,778

**被災地“花・緑いっぱい”推進事業**

(1) 趣旨

目的：被災地において、住宅等の再建が進む反面、恒久住宅を他の土地に確保した住民の空地や、復興事業用地である暫定空地が多数存在し、これらの空地に、ゴミが捨てられたり雑草が繁茂する等、防犯、衛生、景観等の面で問題が生じているだけでなく、まちのにぎわいをなくしているという問題が生じている。そこで「全県花いっぱい運動」と呼応し、住民団体等が被災地に存在する空地等に花を植えたり緑化を行う活動を支援する事業に対して補助し、被災地のまちの景観を向上させにぎわいを取り戻すことを図る。

事業年度：平成14年度～18年度（被災地花いっぱいモデル助成）

平成14年度～21年度（被災地空地の緑化推進助成）

(2) 内容

① 被災地花いっぱいモデル助成

■補助対象者

(社)兵庫県森と緑の公社（平成15年度以降：(社)兵庫みどり公社）

■補助対象事業

被災地内で県が指定する土地において団体等が花を植える活動を行うにあたって、補助事業者が地盤整備や団体等への花苗等提供などの支援を行うことに要する経費を補助する。

(限度額:地盤整備 100 万円 / 箇所、団体等への種子提供 100 万円・花苗提供 150 万円 / 箇所・年)

② 被災地空地の緑化推進助成

■補助対象者

(財) 兵庫県都市整備協会 (平成 15 年度以降: (財) 兵庫県まちづくり技術センター)

■補助対象事業

被災地内の震災に起因する空地で当面建築計画がない土地を緑化しようとする団体の活動に要する費用を助成する。(限度額:地盤整備 100 万円 / 空地、園芸資材の購入 100 万円 / 空地、合計 200 万円 / 空地)

(3) 実績と成果

年度	件数	箇所数		金額 (千円)	年度	件数	箇所数		金額 (千円)
		花いっぱいモデル助成	空き地の緑化推進助成				花いっぱいモデル助成	空き地の緑化推進助成	
14	79	66	13	65,759	18	166	159	7	93,583
15	84	79	5	57,603	19	5		5	2,832
16	121	107	14	79,904	20	3		3	2,909
17	147	139	8	86,631	21	7		7	2,794
					計	612	550	62	392,015

被災地修景緑化支援事業

(1) 趣旨

目的: 復興10周年を迎える被災地において、景観の向上を図るとともに、美しいまちなみにより被災地の復興をアピールするため、道路の美化、沿道住宅の美化に取り組む住民団体等の活動を支援する。

事業年度: 平成16年度

(2) 内容

地域住民団体の連携による推進協議会が、市町との協働のもとに策定する計画に基づいて取り組む歩道、沿道住宅、街路樹の足元等の緑化活動を支援する。

■補助対象者

(財) 兵庫県まちづくり技術センター

■補助対象事業

① 被災地修景計画策定支援事業

地域住民団体の連携による推進協議会が、市町との協働のもと、造園プランナーなど専門家の助言を得て、修景緑化を実施するための計画(修景緑化計画)を策定するための経費助成(限度額:100 万円 / 協議会)

② 被災地修景歩道緑化支援事業

修景緑化計画に基づく、歩道の緑化活動に係る経費の助成(限度額:100 万円 / 団体)

- ③ 住宅等花・緑支援事業  
修景緑化計画に基づく建物、住宅に係る緑化活動経費の助成（限度額：50万円 / 建物、10万円 / 住宅）
- ④ 街路樹足元緑化支援事業  
道路の街路樹の足元や街路樹の伐採跡の緑化活動に係る経費の助成（限度額：50万円 / 団体）  
※②～④の事業は、①の事業により策定された修景緑化計画に基づき実施する。但し、既に住民と市町の協働により同様の計画が策定されている場合を除く。  
※④の事業は、修景緑化計画が策定されていない道路も対象とする。

(3) 実績と成果

- ① 被災地修景計画策定支援事業 8箇所
- ② 被災地修景歩道緑化支援事業 6箇所
- ③ 住宅等花・緑支援事業 6箇所
- ④ 街路樹足元緑化支援事業 11箇所

年度	件数	金額（千円）
16	31	124,536

生け垣等緑化事業

(1) 趣旨

目的：復興の過程で緑の喪失が指摘されるなどの問題が顕在化しており、緑豊かな景観形成が求められていることから、地域単位で地域住民が主体となって行うまちなみの緑化事業に対し補助し、被災市街地の健全な復興の推進を図る。

事業年度：平成16年度

(2) 内容

■対象地域

被災 10市 10町

■補助内容

市町の「まちなみ緑化推進の基本方針」に基づき、緑化を推進すべき地域の中で、まちづくり協議会等が中心となり定めた協定・計画により住民等が取組む緑化事業のうち、県・市町がまちなみ景観の向上に資すると認める事業に対し補助する。（補助率：1/2、補助対象限度額：75万円 / 件）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）
16	10件	1,469

まちの再発見運動

(1) 趣旨

目的：被災市町において、地域固有の自然や歴史的資源等の再発見を通して、誰もが「住みつけたい」と思えるまちづくりに向けた住民組織の継続的な取組み（まちの再発見運

動)の支援に要する経費を補助することにより、住民の異世代交流やコミュニティづくりの促進等を図る。

事業年度：平成14年度～16年度

## (2) 内容

### ■補助対象者

生活復興県民ネット

### ■補助内容

生活復興県民ネットが実施するまちの再発見運動支援事業への補助

(限度額：50万円/事業、1回限り)

## (3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	
14	43	19,664	15	48	20,773	16	42	20,642	
							計	133	61,079

## まちなぎわいづくり一括助成事業

### 【平成18年度～21年度実施分】

## (1) 趣旨

目的：被災したまちの地域団体等が主体となり、地域の実情や特性に応じて実施する特色あるまちなぎわいづくり事業に対し助成することにより、特色ある持続可能なまちづくりを進め、にぎわいの再生を図る。

事業年度：平成18年度～21年度

## (2) 内容

### ■補助対象者

対象地区内に活動の本拠を置き、地域住民の意思を反映しながらまちなぎわいづくりを主体的に推進できると認められる団体(まちづくり協議会、商店街振興組合、TMO、NPO法人)

### ■補助対象地区

被災市内において、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(概ね小学校区程度)

- ① 面的整備事業地区(復興土地区画整理事業又は復興市街地再開発事業について都市計画決定を受けた地区)を含む地区
- ② 震災により物理的な影響を受け、にぎわいづくりを特に推進する必要があると認められる地区

### ■補助対象事業

①まちづくり分野、②商店街活性化分野、③芸術文化分野のうち、2つ以上の分野の事業を実施するもの。

■補助対象経費：補助対象事業の実施のために必要な経費

■補助率：10/10

■1事業あたりの補助限度額：10,000千円

■補助対象期間：交付決定の日から2年間



(3) 実績と成果

年度	採択件数	金額 (千円)	年度	採択件数	金額 (千円)	年度	採択件数	金額 (千円)	
18	13	24,404	20	8	56,895	22	—	40,198	
19	11	55,432	21	7	74,683	23	—	16,010	
							計	39	267,622

【平成 22 年度～ 24 年度実施分】

(1) 趣旨

目的：震災でにぎわいを失ったまちの再生に向け、地域の主体的な発意に基づき、地域の実情や特性に応じた特色あるまちのにぎわいづくりの取組みに対して、当該事業に要する経費を包括的かつ段階的に助成することにより、持続可能なにぎわいの創出を図り、継続的な地域の発展をめざす。

事業年度：平成22年度～24年度

(2) 内容

■補助対象者

対象地域のにぎわいづくりを主体的かつ持続的に推進できる団体

■補助対象地域

被災市域内にあり、震災で被害を受け、まちのにぎわいづくりを進める必要がある地域

■補助内容

対象地域のにぎわいづくりにつながる事業で、次の3つをすべて満たすものに対し下表のとおり補助する。

- ① 助成期間終了後も事業が継続され、効果の持続が期待される取組み
- ② 広く地域住民の参加・参画が見込まれる取組み
- ③ 対象地域における従来からの継続事業ではない、新たな取組み

期	補助限度	補助対象期間
第一期（プランづくり期）	3,000 千円以内	交付決定日～当該年度末
第二期（アクション期）	7,000 千円以内	交付決定日～1年以内
第三期（チャレンジ期）	10,000 千円以内	交付決定日～2年以内

(3) 実績と成果

年度	採択件数	金額 (千円)	年度	採択件数	金額 (千円)	年度	採択件数	金額 (千円)	
22	14	27,803	25	—	59,034	28	—	19,187	
23	9	50,671	26	—	54,886				
24	8	57,274	27	—	36,993				
							計	31	305,848

※採択件数は第一期採択の件数



〈水道筋商店街協同組合〉



〈三木城下町まちづくり協議会〉

**I-2 復興土地区画整理事業等融資利子補給  
(再掲、住宅対策 XII-2 (p.73))**

**I-3 景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助**

**(1) 趣旨**

目的：震災により被災した歴史的・文化的に重要なまちなみや、まちのシンボリック建築物の復興を図るとともに、被災地におけるまちなみ景観の形成を図る取組みを支援する事業に対し補助する。

事業年度：平成9年度～13年度

**(2) 内容**

■補助対象者

災害救助法指定地内に所在する、市町がまちなみ形成上重要と認める建築物等の民間の所有者又は管理者で、その復興を図ろうとする者。

■補助内容

外観等修復費等の 1/2 (補助限度額：350 万円)

施設整備費等の 1/2 (補助限度額：150 万円)



〈異人館修復作業 (うろこの家)〉  
写真提供：神戸市

**(3) 実績と成果**

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
9	49	96,040	11	67	112,464	13	81	66,444	
10	61	144,900	12	14	26,947				
							計	272	446,795



〈修復前〉



〈修復後〉

## II. 被災者への生活支援とコミュニティ形成の支援

### II-1 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助

#### 「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助

##### (1) 趣旨

目的：県民、各種団体、ボランティアグループ、企業等が被災者の生活復興に向けた幅広いエネルギーの連携と結集を図ったネットワークとしての「生活復興県民ネット」の形成と活動を支援するとともに、被災者が自立するためのコミュニティづくりや社会参画の推進と生きがい創造を支援する事業等に対して補助することで、それら事業の広範な展開を図る。

事業年度：平成8年度～16年度



生活復興県民ネット  
「引っ越し手伝い運動」  
(写真提供：神戸新聞社)

##### (2) 内容

###### ■補助対象者

生活復興県民ネット

###### ■補助対象事業【補助率】

###### ① 生活復興県民ネット運営・支援事業【補助率 1/2】

###### a 生活復興県民ネットの設置・支援（平成8年度～16年度）

趣旨に賛同する県内の主要な県域団体、広域・市町域の協議会及び学識経験者、並びに地域で運動を展開するボランティアグループ、企業、個人等で形成。

###### b 生活復興県民ネット地域スタッフ設置事業（平成8年度～11年度）

生活復興県民ネットが展開する事業が、地域において効果的に、また、広範な県民の参画を得て展開されるよう「生活復興県民ネット地域スタッフ」を設置。

###### c フェニックス出合いの広場事業（平成8年度～16年度）

被災者の生活復興を支援する様々なプランを実現させるために、プランを広く公開し、支援を必要としている団体と提供できる団体をマッチングさせる場を設ける。

###### d 生活復興NPO情報プラザの充実（平成10年度～16年度）

被災者の生活再建に取り組んできた団体が、本格的なボランティアセクターの形成に向けて、交流・情報交換を行う「生活復興NPO情報プラザ」の設置及び支援強化を図る。

###### ② フェニックス活動助成事業（平成8年度～11年度）

「生活復興県民ネット」の構成団体や被災者の自主グループ、ボランティアグループ等が同ネットの提唱する運動に取り組む際の活動経費を補助。

助成対象者	生活復興県民ネット参加団体や被災者の自主グループ等	複数の団体が共同で企画し、活動する場合の各団体
助成金額	@ 30万円（限度額）× 100グループ	総事業費が60万円を超える事業に対して 2団体が実施する場合：助成上限60万円 3団体以上で実施する場合：助成上限90万円
助成対象事業	県民ネットが重点的に展開するよう提唱した運動や事業	恒久住宅移行後を見据えた新しいコミュニティづくりに資する事業

- ③ 「あったか“ひょうご”のまちかど運動」支援事業（平成10年度～11年度）【補助率10/10】  
（コミュニティづくり交流会&ワークショップ開催相談事業）  
恒久住宅移行後、被災者が安心して地域に溶け込めるよう、それぞれの地域で被災者を温かく迎え入れ、地域コミュニティを作っていく「あったか“ひょうご”のまちかど運動」を展開。
- ④ 生活復興のための地域活動推進事業（平成11年度～16年度）【補助率10/10】  
被災地において誰もが安心して暮らせるコミュニティの形成に向けて地域活動ステーションの整備運営や、ひょうごコミコネットの管理運営などを行い、住民の地域活動への参画や情報ネットワークづくりを支援する。
- ⑤ 地域活動広場事業の展開（平成12年度～16年度）【補助率10/10】  
地域活動コーディネーターを配置し、相談、情報提供、マッチングを行うとともに、地域活動の取組み事例の報告等を行う場を設けるなど、住民や団体の地域活動への参画と協働を推進。
- ⑥ まちかど活動情報ネットワーク事業（平成12年度～16年度）【補助率10/10】  
活動情報サポーターを設置して、災害復興公営住宅等で閉じこもりがちな高齢者等を個別訪問し、趣味の集まりやグループ活動の情報提供を行うことにより、生きがいづくりや仲間づくりを支援。

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	地域スタッフ設置人数(人)	フェニックス活動助成(件)	地域活動ステーション(件)	コミコネット登録会員(件)	地域活動コーディネーター(人)	活動情報サポーター(人)
8	1	32,119	42	59	-	-	-	-
9	1	71,245	42	128	-	-	-	-
10	1	76,295	42	123	-	-	-	-
11	1	135,473	32	122	221	-	-	-
12	1	88,991	-	-	284	458	3	1,798
13	1	92,052	-	-	290	475	3	1,866
14	1	74,307	-	-	278	560	3	2,053
15	1	56,322	-	-	283	583	3	2,054
16	1	62,460	-	-	257	570	3	1,914
計	9	689,264	-	432	-	-	-	-

フェニックス・クリスマスカーニバルへの支援

(1) 趣旨

目的：被災した小学生に、ひとときのやすらぎを与えると同時に、異年齢間交流、地域間交流を促進し、人とのふれあいを通じてこころ豊かな子どもたちの育成を図る、小学生とボランティアとの集いに対して補助し、被災者が自立するための事業等の広範な展開を図る。

事業年度：平成8年度

(2) 内容

■補助対象事業の内容

- 〔実施主体〕 但馬教育委員会連合会及び丹有地区教育長協議会
- 〔対象者〕 被災小学生 400人、ボランティア 100人
- 〔時期〕 平成8年12月25日～26日、1泊2日
- 〔場所〕 県立南但馬自然学校、丹波少年自然の家
- 〔内容〕 クリスマス・パーティー、地域民俗芸能公演、もちつき大会等

■補助率：1/2

(3) 実績と成果

平成8年度 1件 1,800千円

ひょうご寄席「話し方教室」講師派遣事業

(1) 趣旨

目的：被災地の学校や青少年団体等に落語家等を講師として派遣し、大衆演芸に親しみながら、コミュニケーションのとり方等を学ぶ「話し方教室」の開催を補助して、健全な「笑い」による被災者の心のケアを図る。

事業年度：平成9年度～10年度

(2) 内容

■補助対象者

ひょうご寄席「話し方教室」実行委員会

■補助率：10/10

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)
9	1	1,720
10	1	1,720
計	2	3,440

専門家と市民講師による「コミュニティづくり移動相談チーム」派遣事業

(1) 趣旨

目的：地域共助の実現に向けて、災害復興公営住宅におけるコミュニティづくりの形成過程に関わる自治会関係者や支援者の抱える課題等に対し、各領域の専門家と市民講師による相談チームを派遣し、円滑かつ効果的なバックアップを行う事業に対して補助し、被災者が自立するためのコミュニティづくり等事業の広範な展開を図る。

事業年度：平成10年度～11年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

## ■補助対象事業

各災害復興公営住宅における新しいコミュニティを形成、運営等をバックアップするため、専門家と市民講師による相談チームを派遣して、災害復興公営住宅の自治会関係者や各種支援者等に対し適切な助言を行う。

■補助率：10/10

## (3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)
10	1	35
11	1	116
計	2	151

地域活動推進員・ネットワーク事業補助

## (1) 趣旨

目的：地域における持続的な相互支援システムの構築に向けて、具体的スキル(技術、技能)の習得を含む養成講座を開催することにより、住民の意識変革と行動を促すとともに、その修了者のネットワーク化を推進する事業に対して補助し、被災者が自立するための事業等の広範な展開を図る。

事業年度：平成10年度

## (2) 内容

## ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

## ■補助対象事業

## ① 「地域活動推進員」養成講座の開設

災害復興公営住宅入居者や自治会役員等を対象に、新しいコミュニティづくりの主体的な担い手となるための養成講座を実施する。

## ② 地域活動推進員・ネットワーク

「地域活動推進員」養成講座修了者を対象に、相互のネットワーク化を推進するための交流会を開催する。

■補助率：10/10

## (3) 実績と成果

平成10年度 1件 13,126千円

元気応援カレンダー事業補助

## (1) 趣旨

目的：仮設住宅等から災害復興公営住宅等への移行に伴い、新たな生活に不安を持っている災害復興公営住宅等の入居者及び恒久住宅に転居する準備を進めている仮設住宅の入居者に「元気応援カレンダー」を配布し、安心して自立意欲を持った生活ができるよう入居者を元気づける事業に対して補助し、被災者が自立するための事業等の広範な展開を図る。

事業年度：平成10年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業の内容

「元気応援シール」「元気応援キップ（はがき）」「元気応援スタンプ帳」を添付した「元気応援カレンダー」を仮設住宅及び災害復興公営住宅等の入居者に配布する。

■補助率：10/10 以内

(3) 実績と成果

平成10年度 1件 43,999千円

被災地コミュニティ・ビジネス等支援事業

(1) 趣旨

目的：コミュニティ・ビジネスが、今後の社会において公共領域を担う新しい社会・経済セクターのひとつとして重要な位置を占めていくものと考えられることから、その取組みを支援しながら、コミュニティ・ビジネスの普及・発展に寄与することを目的とする事業を補助し、被災者が自立するための事業等の広範な展開を図る。

事業年度：平成11年度～17年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

- ① 被災地コミュニティ・ビジネス支援ネットの設置（平成11年度～17年度）  
地域の実情や地域住民活動の実態を踏まえた適切な支援が行えるよう地域の実情に明るいNPOや学識経験者等で構成する「被災地コミュニティ・ビジネス支援ネット」を設置し、コミュニティ・ビジネスに対する総合的な支援を展開。
- ② 被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業（平成11年度～17年度）  
コミュニティ・ビジネスを考えている人や団体から事業計画を幅広く募集・選定し、選定事業に対して事業の立ち上がり経費を助成するとともに、その事業運営に必要な経営コンサルタント等の派遣を実施。
- ③ コミュニティ・ビジネスセミナーの実施（平成11年度～13年度）  
コミュニティ・ビジネスに関心があり、これから始めようと考えている人や団体等を対象に、実践的な講座を開催。
- ④ コミュニティ・ビジネスコンサルティング事業（平成11年度～17年度）  
コミュニティ・ビジネスを新たに始めようとする団体等に対して、経営コンサルタントによる事業の立ち上がりから運営に至るコンサルティングを実施。
- ⑤ コミュニティ・ビジネス入門相談・情報提供事業（平成11年度～13年度）  
地域の実情に明るいNPO等に委託して、コミュニティ・ビジネスに関する様々な相談に応

じるとともに、フェニックスプラザ等で関連情報等の提供を行う。

■補助率：10/10 以内

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)
11	1	33,598	15	1	24,632
12	1	35,038	16	1	27,022
13	1	37,038	17	1	10,468
14	1	28,419			
			計	7	196,215

### こどもの心の広場づくり事業

#### (1) 趣旨

目的：被災地における子どもたちが元気を出し、いきいきと活躍する場を見いだしていくことができるよう、子ども会連合会、NPO、ボランティアグループ、ボランティア養成講座修了者等多様な実施主体が取組む子どもの体験活動を支援することで、子どもの体験活動と自発性の促進を図る。

事業年度：平成13年度～15年度

#### (2) 内容

##### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

##### ■補助対象事業

- ① 子ども会による子どもたちの体験活動促進事業（平成13年度）  
地縁型組織である子ども会のこれまでのノウハウを活かし、広く被災地の子どもたちが体験活動に取り組む事業への助成
  - ・助成対象：(社)兵庫県子ども会連合会及び神戸市子ども会連合会
  - ・助成限度額：1グループあたり15万円
- ② NPO・ボランティアグループによる子どもたちの体験活動促進事業（平成13年度）  
NPO・ボランティアグループが、芸術文化・自然体験・技能体験等の領域で、子どもたちの体験活動に取り組む事業への助成
  - ・助成対象：特定非営利活動促進法に基づくNPO法人、一定の要件を満たすNPO・ボランティアグループ
  - ・助成限度額：1事業あたり上限90万円
- ③ ボランティア養成講座修了者による「子どもの心の広場づくり」事業（平成13年度～15年度）  
子どもの館ボランティア養成講座修了者等が学んだことを活かし、子どもたちの体験活動の促進のためにその力を発揮していく機会をつくとともに、子どもたちが人形劇や紙芝居等の創作活動を発揮できる機会をつくる事業への助成
  - ・助成対象：子どもの心の広場づくり実行委員会
  - ・助成額：予算の範囲内で事業に要する経費
- ④ その他、上記各事業に付帯する事業（平成13年度～15年度）



(3) 実績と成果

年度	件数	体験活動 促進事業数 (子ども会)	体験活動促進 事業助成数 (NPO・ボランティ ア)	心の広場づくり 事業実施日数	金額 (千円)
13	1	19	5	19	10,258
14	1	—	—	26	2,267
15	1	—	—	8	2,384
計	3	19	5	53	14,909

II-2 生活支援マネジメントシステム事業補助

(1) 趣旨

目的：各地域における被災者への支援活動や、それぞれの支援者では解決困難な事例について総合的に検討する生活支援委員会の活動を支援するとともに、成熟した市民社会の構築に向け、市民・NPOの能力向上を図り、NPOと行政の相互理解を深め、公民協働による生活復興を目的とするシステムに対して補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成9年度～13年度

(2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

① 支援者の活動支援事業（平成9年度～11年度）

- ・専門家による支援者のための相談
- ・生活復興提案箱の設置及びNPOと行政の生活復興会議
- ・支援者ニュースの作成
- ・支援者ノートの作成

② 市町ごとの生活支援委員会支援事業（平成9年度～11年度）

③ 「生活復興提案箱」の設置及び「NPOと行政の生活復興会議」の開催（平成12年度～13年度）

④ 「NPOと行政の協働会議」の開催（平成14年度～16年度）

■補助率：10/10以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)
9	1	49,462	12	1	1,430	15	1	1,302
10	1	67,166	13	1	1,513	16	1	1,302
11	1	64,026	14	1	1,301			
						計	8	187,502

## II-3 いきいきライフサポート事業補助

### (1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等へ転居した高齢者等が、新たなコミュニティにおいて、孤独感や不安感を抱くことなく生活できるよう、新しい地での話し相手になったり、イベントなどの情報提供・参加呼びかけを行い仲間づくりを支援する「情報サポーター」の設置に要する経費を補助することで、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成9年度～11年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

情報サポーターを設置して事業を行う団体

#### ■補助対象事業

「情報サポーター」の設置及び活動（災害復興公営住宅 概ね100戸に1人設置）

- 【活動内容】・新しいコミュニティづくり、仲間づくりの支援  
・生活復興相談員へ情報提供

#### ■補助率：10/10以内

### (3) 実績と成果

年度	件数	設置人員	金額（千円）
9	1	178	28,155
10	1	266	65,632
11	1	260	64,570
計	3	—	158,357

## III. 被災者の生きがいづくり支援

### III-1 被災者の生きがいづくり支援 (再掲、生活対策III-1 (P.85))

### III-2 生きがい「しごと」づくり事業補助 (再掲、生活対策III-2 (P.87))

## IV. 高齢者の自立支援

### IV-1 高齢者の自立支援事業

#### 生活復興相談員設置事業補助

##### (1) 趣旨

## 事業実績（④コミュニティ・まちづくり対策）

目的：災害復興公営住宅等へ転居した被災者への支援体制を整えるため、被災者の支援活動を行う団体が設置する「生活復興相談員」に要する経費を補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成9年度～13年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

#### ■補助対象事業

① 「生活復興相談員」を設置して行う次の事業

- ・被災者の生活支援のための相談
- ・被災者の生活支援のための各種情報提供
- ・関係機関との連絡調整

② 生活復興相談員の活動を支援するための研修会の開催

#### ■補助対象経費：生活復興相談員の設置及び活動に必要な経費

#### ■補助率：10/10 以内

### (3) 実績と成果

年度	件数	配置数（人）	金額（千円）	年度	件数	配置数（人）	金額（千円）
9	1	69	123,495	11	1	165	414,992
10	1	124	316,870	12	1	63	171,530
				計	4	—	1,026,887

### 高齢世帯生活援助員設置事業

#### (1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等に居住する被災高齢者等を対象に安否確認、生活指導・相談等の生活援助を行う「高齢世帯生活援助員」の設置、仲間づくり交流事業等、災害復興公営住宅等における被災高齢者等への支援体制の充実を図る事業に対し補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成13年度～21年度

#### (2) 内容

#### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

#### ■補助対象事業

- ① 高齢世帯生活援助員を設置して行う被災高齢者等への安否確認、生活指導・相談、一時的な家事援助等
- ② 被災高齢者等への電話訪問
- ③ 県外居住被災者への相談・情報提供
- ④ コミュニティサポートグループの育成支援（平成16年度～18年度）
- ⑤ 小地域見守り促進プログラムの策定支援（平成16年度）

- ⑥ 小地域見守り促進プログラム事例集の作成（平成 17 年度～ 18 年度）
- ⑦ 仲間づくり交流事業の実施（平成 17 年度～ 21 年度）
- ⑧ その他、上記各事業に付帯する事業

■補助対象経費：高齢世帯生活援助員の設置及び活動に必要な経費

■補助率：10/10 以内

### (3) 実績と成果

年度	件数	設置数（人）	金額（千円）	年度	件数	設置数（人）	金額（千円）
13	1	56	134,427	18	1	98	269,821
14	1	98	263,259	19	1	75	201,347
15	1	100	278,714	20	1	56	141,488
16	1	100	303,936	21	1	43	73,431
17	1	98	276,644				
				計	9	—	1,943,067

### 地域見守りネットワーク会議支援事業

#### (1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等の地域見守りネットワーク会議の開催を支援し、地域見守り支援者専門研修会及び地域見守りフォーラム、地域見守り活動のつどいを開催する等、被災高齢者等の見守り体制の強化を図る事業に対して補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成13年度～16年度

#### (2) 内容

■補助対象者

県・市町生活支援協議会

■補助対象事業

- ① 「地域見守りネットワーク会議」の開催（平成 13 年度～ 16 年度）
- ② 「地域見守り支援専門研修会」の開催（平成 15 年度～ 16 年度）
- ③ 「地域見守りフォーラム」の開催（平成 15 年度～ 16 年度）
- ④ 「地域見守り活動のつどい」の開催（平成 16 年度）

■補助率：10/10 以内

#### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
13	1	8,510	15	1	3,042
14	1	7,590	16	1	6,990
			計	4	26,132

### ラジオによる被災高齢者等への語りかけ事業

#### (1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等で閉じこもりがちな高齢者等を主な対象として、ラジオ放送を通じ

## 事業実績（④コミュニティ・まちづくり対策）

て高齢者が抱える様々な問題についてのアドバイスや、地域コミュニティへの参加を呼びかける等、生きがいある暮らし作りのきっかけ作りを行う事業に対し補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成14年度～16年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

#### ■補助対象事業

災害復興公営住宅等で閉じこもりがちな高齢者等を主な対象としたラジオ放送番組名：「おむすび ほっかほか 訪問」（株式会社ラジオ関西 制作）

<放送期間>平成15年4月～17年3月

<放送時間>月～金曜 生放送ワイド番組「早起きサラダ情報局」

<AM5:30～AM8:00>内のAM6:32～

#### ■補助対象経費：番組の製作・放送に必要な経費

#### ■補助率：10/10以内

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）
14	1	36,462
15	1	33,443
16	1	35,426
計	3	105,331

## 夜間・休日見守り安心システム推進事業

### (1) 趣旨

目的：高齢化率が高い災害復興公営住宅では、夜間等の連絡体制について、さらにきめ細かな対応が求められているため、高齢者の不安解消を図る夜間・休日の相談窓口の開設、IT等を活用した緊急時の通報体制の充実等、被災高齢者の見守り体制のさらなる充実を図る事業に対して補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成15年度～27年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

#### ■補助対象事業

① 夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業（平成15年度～24年度）

② 緊急通報ペンダント等普及促進事業（平成15年度～16年度）

③ ガスメーター等を活用した高齢者見守りサービス普及促進事業（平成17年度～27年度）

#### ■補助率：10/10以内

## (3) 実績と成果

年度	件数	ホットダイヤル 窓口	通報装置 等設置数	金額 (千円)	年度	件数	ホットダイヤル 窓口	通報装置 等設置数	金額 (千円)
15	1	12	432	40,944	22	1	1	65	8,571
16	1	16	980	136,913	23	1	1	42	6,733
17	1	4	109	42,149	24	1	1	27	5,612
18	1	4	104	41,482	25	1	—	18	1,393
19	1	4	87	39,846	26	1	—	17	1,293
20	1	4	54	24,140	27	1	—	7	533
21	1	4	80	25,923					
					計	13	—	2,022	375,532

高齢者自立支援ひろば設置事業

## (1) 趣旨

目的：支援を要する高齢者が多い災害復興公営住宅等において、常駐型の見守りや巡回型見守り等多様なサービスを提供する「高齢者自立支援ひろば」及び高齢者自立支援ひろばと連携して支援等を行う「高齢者自立支援ひろばランチ」の設置・運営や高齢者自立支援ひろば等による支援がない災害復興公営住宅等に高齢世帯生活援助員を配置する等、被災高齢者等の自立を支援する事業に対して補助し、被災者の生活復興の推進を図る。

事業年度：平成18年度～29年度

## (2) 内容

## ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

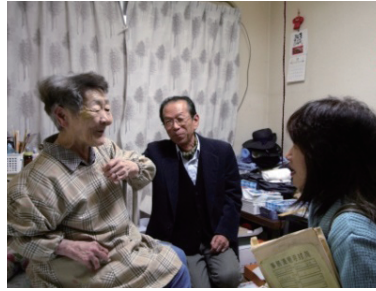
## ■補助対象事業

- ① 次の機能を有する「高齢者自立支援ひろば」「高齢者自立支援ひろばランチ」の設置・運営
  - ・高齢者等の見守り機能（常駐型見守り、緊急時の対応、巡回型見守り、高齢者からの各種相談への対応）
  - ・健康づくり機能（ミニデイサービス、会食サービス等の実施、趣味の講座等の生きがいづくり事業）
  - ・コミュニティ支援の機能（入居者間及び入居者と地域の交流等）
  - ・支援者間のプラットフォームとしての機能（高齢者支援事業に係る情報交換の場の提供等）
- ② 高齢者自立支援ひろば等の運営団体を支援する事業
  - ・スタッフに対する実践的研修の実施
- ③ 高齢世帯生活援助員（SCS）を配置して行う次の事業（平成22年度～29年度）
  - ・巡回型による見守り
  - ・仲間づくり交流事業実施等によるコミュニティ支援
- ④ コミュニティ支援アドバイザー設置事業の実施（平成26年度～29年度、地域コミュニティ支援事業の中でH24年度から継続実施）

■補助率：10/10 以内



〈健康体操〉



〈見守り〉



〈お茶会〉

### (3) 実績と成果

年度	件数	ひろば 設置数	ランチ 設置数	金額 (千円)	年度	件数	ひろば 設置数	ランチ 設置数	金額 (千円)
18	1	11	0	22,066	24	1	41	15	266,386
19	1	18	0	72,414	25	1	41	15	273,434
20	1	27	0	120,812	26	1	41	15	283,364
21	1	38	4	176,489	27	1	41	15	278,669
22	1	41	9	242,890	28	1	39	12	245,962
23	1	41	13	252,078	29	1	39	12	250,348
計						12	—	—	2,484,912

### 地域コミュニティ支援事業

#### (1) 趣旨

目的：災害復興公営住宅等において、高齢者が支えあいながら、生きがいを持ち、安心して生活を継続することができるよう、災害復興公営住宅等の住民と周辺地域の住民等の連携を促進することで、コミュニティの担い手の発掘・育成、高齢者自立支援ひろばのコミュニティ支援機能の強化・充実などを総合的に実施することにより、災害復興公営住宅のコミュニティの再構築・再活性化を図る事業に対して補助し、被災者の生活復興を図る。

事業年度：平成22年度～28年度

#### (2) 内容

##### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

##### ■補助対象事業

##### ① コミュニティサポート連携促進事業（平成22年度～24年度）

NPO・ボランティアグループが新しい地域コミュニティの担い手となるように、高齢者自立支援ひろばとNPO等が連携して実施する交流事業を支援（高齢者自立支援ひろば設置事業受託者に委託）

- ・委託先：高齢者自立支援ひろば設置事業受託者
- ・事業期間：3年未満
- ・委託額：上限50万円（1住宅1回のみ）

##### ② いきいき仕事塾（地域型）（平成22年度～28年度）

災害復興公営住宅等を含む地域における交流事業

- ・いきいき仕事塾（地域型）の実施

災害復興公営住宅等の住民と周辺地域の住民における交流を促進するとともに、高齢者の生きがいづくりとなる講座の実施

- ・講座修了生への支援

いきいき仕事塾及びいきいき仕事塾IIの講座修了生を登録し、会員相互の交流や活動機会の提供を行う。

- ③ コミュニティ支援アドバイザー設置事業（平成 24 年度～ 25 年度、平成 26 年度以降は高齢者自立支援ひろば設置事業の中で実施）

高齢者自立支援ひろばのコミュニティ支援の業務指導とスタッフの相談対応を行う専門職を配置し、高齢者自立支援ひろばの機能の強化・充実を図る。（兵庫県社会福祉協議会及び神戸市社会福祉協議会に委託）

- ④ 復興公営住宅等コミュニティ連携促進事業（平成 23 年度～ 26 年度）

被災 12 市における複数の地域団体等で構成される連合組織が実施する、公営住宅高齢入居者と周辺地域住民との交流・連携事業に対する支援

- ・定額 30 万円（年間 10 万円×3 年） / 1 団体



〈脳トレと音楽〉



〈笑いヨガ〉



〈寄せ植え〉

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
22	1	9,568	26	1	9,788
23	1	9,350	27	1	9,396
24	1	16,415	28	1	9,218
25	1	17,564			
			計	7	81,299

## V. コミュニティ拠点の設置・運営に対する支援

### V-1 ふれあいセンター設置運営事業補助

#### (1) 趣旨

目的：被災により心身両面にわたって大きな打撃を受けた仮設住宅に住む高齢者等に対して、ふれあい交流を通じて心身のケアを行い、高齢者等の自立生活を支援する



〈ふれあいセンターでのクリスマス〉



## 事業実績 (④コミュニティ・まちづくり対策)

とともに、コミュニティ形成の場やボランティア活動の拠点等としても活用するため、ふれあいセンターの設置運営を補助し、仮設住宅に住む高齢者等の自立支援を図る。

事業年度：平成7年度～10年度

### (2) 内容

#### ① 設置補助

##### ■補助対象者

ふれあいセンター推進協議会（こころ豊かな兵庫づくり推進協議会、ボランティア協会等で構成）

##### ■補助対象経費

ふれあいセンターの設置費及び初度備品、維持に要する経費

##### ■補助率：1/2（復興基金 1/2、県 1/2）

#### ② 管理運営補助

##### ■補助対象者

市町が公募等により選考したボランティアやコミュニティ団体等の民間の支援組織

##### ■補助対象経費

ふれあいセンターの運営及び地域の実情に応じて行う次に掲げるような事業に要する経費

- ① 心身の健康増進につながる事業
- ② 高齢者等の生きがい創造につながる事業
- ③ 住民相互や近隣地域とのふれあい交流事業
- ④ 生活情報を提供する事業
- ⑤ 建物の維持管理

##### ■補助率：1/2（復興基金 1/2、県 1/4、市町 1/4）

■補助限度額：仮設住宅地に設置されたふれあいセンター	200万円以内
近隣の既存施設を活用したふれあいセンター	100万円以内
仮設住宅内の空き室を活用したふれあいセンター	160万円以内

<ふれあいセンターでの活動例>

- さまざまなボランティアによる被災者支援活動
- 生活支援アドバイザーによる相談・助言等生活情報の提供や相談、関係機関への連絡など
- 保健師等による健康づくり指導・相談等（保健師・栄養士・健康アドバイザーなどの支援活動）
- 民生・児童委員による見守り・自治組織づくり等要援護者への訪問、安否確認等
- 住民自治組織による活動（入居者相互の交流等）

### (3) 実績と成果

年度	設置数	運営数	金額(千円)	年度	設置数	運営数	金額(千円)
7	199	198	788,833	9	1	228	193,248
8	1	232	192,860	10	3	225	124,688
				計	204	—	1,299,629

## V-2 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助

### (1) 趣旨

目的：応急仮設住宅の適正な維持管理を行う関係市町等の応急仮設住宅管理推進協議会等に対し、共同利用施設の維持管理、防火安全対策等に対し財政支援を行い、応急仮設住宅入居者の自立支援を図る。

事業年度：平成7年度～11年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

応急仮設住宅管理推進協議会等

#### 【平成7年度～10年度】

#### ■補助対象事業

- ① 共同利用施設の維持管理（外灯及び共同アンテナの電気代、団地内通路の補修、共用部分の小修繕）
- ② 入居者の維持管理支援（修繕連絡窓口の確保、夜間等緊急対応体制の確保、定期点検業務委託）
- ③ 防火安全対策（消火器の設置等）
- ④ 高齢者・障害者向け住戸改善
- ⑤ 応急仮設住宅間移転費
- ⑥ エアコンリース料（国庫対象分を除く）
- ⑦ その他理事長が必要と認めるもの

#### ■補助金額

- 〔上記①～③及び⑦〕 1団体あたり、次のいずれか低い額
- ・管理する応急仮設住宅の戸数×14,200円  
(平成8年度以降3万円)
  - ・補助対象経費で実際に支出した額

〔上記④～⑥〕 定額補助

#### 【平成11年度（4月1日～6月30日）】

#### ■補助対象事業

- ① ふれあいセンター建物等のリース料
- ② ふれあいセンターの管理（光熱水費等）

#### ■補助金額

- 〔上記①〕 定額補助
- 〔上記②〕 1か所あたり、次のいずれか低い額
- ・管理するふれあいセンター箇所数×10万円
  - ・実際に支出した額

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	18	668,449	9	17	1,485,177	11	22	741,820	
8	17	1,364,519	10	26	1,330,441				
							計	100	5,590,406

### V-3 仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助

#### (1) 趣旨

目的：仮設住宅地域でのスポーツ遊具等の設置に要する経費を補助することにより、仮設住宅で生活する青少年等が遊びやスポーツを通して、気軽に楽しみながら心と体のリフレッシュを図るとともに、異世代間の交流を進める。

事業年度：平成8年度

#### (2) 内容

##### ■補助対象者

- ① 仮設住宅団地の自治会等の自治組織又は仮設住宅を含む地域の既存自治会等の自治組織
- ② 仮設住宅地域を含む青少年団体等

##### ■補助対象経費

事業目的にあったスポーツ遊具等の購入・設置に要する経費

##### ■補助率：補助対象経費の 10/10

##### ■補助限度額：仮設住宅の戸数により 15 万円～ 60 万円

申請に係る仮設住宅の戸数	補助額
～ 10 戸未満	15 万円
10 戸以上 500 戸未満	30 万円
500 戸以上	60 万円

#### (3) 実績と成果

平成8年度 262 件 72,581 千円

### V-4 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助

#### 被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助

#### (1) 趣旨

目的：被災地域において、住民相互が助け合い高齢者、障害者等が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設として地域に開放する「コミュニティプラザ」の設置及び運営の補助を行い、震災復興を契機とした福祉のまちづくりの推進を図る。

事業年度：平成7年度～16年度



(2) 内容

① 設置費補助

区 分	復興住宅コミュニティプラザ設置事業補助 (平成7年度～12年度)	安心コミュニティプラザ設置事業補助 (平成8年度～16年度)
補助対象者	(1) ひょうご住宅復興3カ年計画に基づき、一団の土地に概ね50戸以上集団的に建設される民間復興住宅(著しく高級な住宅を除く。)の供給者(災害復興準公営住宅を含む。) (2) ただし、理事長が地域の事情等により適当と認めたときは、加入者が50戸未満の住宅も対象とする。	(1) 被災地域の自治組織で、加入者が50世帯以上であるもの (2) ただし、理事長が地域の事情等により適当と認めたときは、加入者が50世帯未満の自治組織も対象とする。 ※平成13年度以降は以下のいずれかの要件を満たすものに限る。 (1) 被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域内における土地区画整理事業(以下「復興土地区画整理事業」という。)又は市街地再開発事業(以下「復興市街地再開発事業」という。)により、平成13年3月末までに安心コミュニティプラザを設置することが困難であったと市町が認めること。 (2) 次の要件をすべて満たす土地区画整理事業又は市街地再開発事業により、平成13年3月末までに安心コミュニティプラザを設置することが困難であったと市町が認めること。 ① 阪神・淡路大震災以前より実施されており、かつ平成10年度までに完了していないこと。 ② 当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業対象地区の5割以上の建物が、全壊(全焼を含む)又は半壊(半焼を含む)したこと。 ③ 阪神・淡路大震災以前より実施されていない場合は、復興土地区画整理事業又は復興市街地再開発事業として実施されていたと市町が認める事業であること。
補助要件	(1) 復興住宅コミュニティプラザには次に掲げる部屋等を設けなければならない。 ① 集会室 ② 便所(車椅子対応を含む) ③ 倉庫 ④ 団らん室(和室等) ⑤ 高齢者等の生活支援等の活動拠点となる部屋(ボランティアルーム、生活相談室、調理室等) (2) 標準床面積 ① 50戸以上150戸未満の自治組織が設置する場合100㎡ ② 150戸以上の自治組織が設置する場合200㎡	(1) 同左 (2) 標準床面積 ① 50世帯以上150世帯未満の自治組織が設置する場合100㎡ ② 150世帯以上の自治組織が設置する場合200㎡ (3) 安心コミュニティプラザの運営について、福祉コミュニティづくり推進拠点としてふさわしい事業展開、推進体制等に関する方針が明確であること。

事業実績 (④コミュニティ・まちづくり対策)

補助対象経費	復興住宅コミュニティプラザの設置及び初度備品（テーブル、机、椅子、冷暖房機、掲示ボード等）に要する経費	同左	
補助金額	(1) 50戸以上150戸未満の自治組織が設置する場合2,000万円以内 （うち初度備品は30万円以内） (2) 150戸以上の自治組織が設置する場合4,000万円以内 （うち初度備品は60万円以内）	(1) 50世帯以上150世帯未満の自治組織が設置する場合 2,000万円以内 （うち初年度備品は30万円以内） (2) 150世帯以上の自治組織が設置する場合 原則として3,000万円以内 （うち初年度備品は60万円以内） ※平成13年度以降は、以下の限度額内で、床面積に1㎡当たり20万円を乗じた額。	
		加入者数	補助限度額
		50世帯～149世帯	2,000万円 （初度備品は30万円以内）
		150世帯～299世帯	2,500万円 （初度備品は60万円以内）
		300世帯～449世帯	3,000万円 （初度備品は60万円以内）
		450世帯～599世帯	3,500万円 （初度備品は60万円以内）
600世帯～	4,000万円 （初度備品は60万円以内）		

② 運営費補助

■補助対象者

[運営事業A] 自治会その他の住民組織または民間支援組織で構成する復興住宅コミュニティプラザ運営組織（平成7年度～）

[運営事業B] 復興住宅自治会又は当該自治会が参加する住民組織（平成14年10月～）

■補助対象経費

復興住宅コミュニティプラザを利用し、近隣住民を対象とし次の事業を運営・管理するための経費

- a 住民相互や近隣住民とのふれあい交流事業（趣味活動、料理教室等）
- b 高齢者等の生活支援事業（友愛訪問、食事サービス等）
- c ボランティア活動事業（清掃活動、広報活動等）
- d その他福祉コミュニティづくりに資する事業（まちづくり勉強会等）

■補助金額

[運営事業A] 運営費：1組織あたり上限100万円/年（3年間）

災害復興公営住宅設置分の初度備品費：世帯数に応じて上限30万円又は60万円

[運営事業B] 1組織あたり上限20万円（3年間）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
7	0	0	12	217	3,938,112	17	6	1,110
8	1	1,000	13	35	26,904	18	3	396
9	31	704,430	14	22	17,109	19	1	190
10	134	2,455,621	15	12	34,270			
11	142	2,889,812	16	14	238,752			
						計	618	10,307,706

**被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助**

(1) 趣旨

目的：被災し、病気などの理由により、ひとり暮らしに不安のある中高年齢者等の世帯を対象とした緊急通報装置の設置又は設置に伴う利用者負担の軽減に資する事業に係る経費を補助し、これらの者が安心して生活できるよう支援する。

事業年度：平成10年度～12年度



〈緊急通報装置(ペンダント式無線発信機)〉

(2) 内容

■補助対象者

震災により住家が全半壊（焼）した独居高齢者等を対象とする緊急通報装置設置事業等を実施する民間団体

■補助対象経費

- ① 緊急通報装置の設置に関する経費
- ② 緊急通報装置設置事業（国庫補助制度）に伴う利用者負担軽減に要する経費等

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）
10	303	28,028
11	419	35,960
12	336	26,562
計	1,058	90,550

**V-5 地域集会所再建費補助**

(1) 趣旨

目的：震災で被害を受けた自治組織の設置した地域集会所を早期に復旧させるため、自治組織が行う地域集会所の新築（建替え）、改築、修繕、購入に対し、その経費の一部を補助することで、地域住民の福祉の向上を図る。

事業年度：平成7年度～10年度

(2) 内容

■補助対象者

自治組織（自治会、町内会等）で加入世帯が50世帯（個人を構成主体とするものにあっては200人）以上で、り災証明書の発行を受けているもの

■補助対象経費

自治組織が行う地域集会所の新築（建替え）、改築、修繕、購入に要する経費

■補助率：補助対象経費の2/3

## 事業実績（④コミュニティ・まちづくり対策）

- 補助限度額：新築及び購入 1,200万円（大規模なもの1,500万円）
- 改築 600万円
- 修繕 300万円



### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
7	77	163,254	9	37	173,169
8	74	313,476	10	29	196,415
			計	217	846,314

## V-6 復興地域コミュニティ拠点設置事業補助

### (1) 趣旨

目的：被災地域において、コミュニティ活動の拠点となるような施設がなく、恒久的土地利用が困難なため拠点整備が進まず、復興への活動が進んでいない自治組織に対して、コミュニティ拠点の設置に要する経費の一部を補助することで、地域住民の福祉の向上及び地域の早期復興を図る。

事業年度：平成8年度～11年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

恒久的土地利用が困難な自治組織等

#### ■補助対象経費

自治組織が地域コミュニティの拠点として設置する仮設建築物の建設・購入及び初度備品に要する経費

#### ■補助率：10/10

#### ■補助限度額：次のいずれか低い方の額

- ・600万円
- ・拠点の延床面積に1平方メートルあたり10万円を乗じて得た額

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
8	0	0	10	0	0
9	1	4,051	11	0	0
			計	1	4,051

## V-7 フェニックス・ステーション設置運営事業補助

### (1) 趣旨

目的：助けあい支えあう地域の人間関係づくりを進めるため、中学校区から小学校区ぐらゐの小さな生活圏において、身近な生活情報と人的ネットワークをつなぐ役割をするフェ

ニックス推進員及びフェニックス・ステーションを設置し、その活動を支援することで、こころ豊かな地域づくりの推進を図る。

事業年度：平成7年度～11年度



(2) 内容

■補助対象者

こころ豊かな兵庫づくり推進協議会

■補助対象事業

① フェニックス推進員の設置

地域住民相互をつなぐとともに、様々な情報をコーディネートするヒューマンパワーとしてフェニックス推進員を設置するとともに、その活動に協力するフェニックス協力員を設置。

② フェニックス・ステーションの設置・運営

フェニックス・ステーションは、公民館、児童館、コミュニティセンターなどの既存施設を利用して主に次のような活動を行う。

- ・ミニフォーラム、相談会、イベント等の開催
- ・地域生活に密着したミニコミ紙の発行
- ・地域イベント情報や行政情報等を掲載するフェニックスボードの設置による情報交換・交流 等

■補助対象経費

① フェニックス推進員が活動するための交通費相当額及びフェニックス・ステーションが自主的に企画・実施する情報紙の発行、ミニフォーラムや相談会、イベントの開催等の経費やフェニックス・ステーションを運営する上で必要な通信費、消耗品等の経費。

② 各フェニックス・ステーション間の連携、交流等のための連絡調整経費。(フェニックス専門員設置に係る人件費、旅費、報償費等を含む。)

■補助率：10/10

■補助限度額：① ステーション活動運営費 100万円/箇所

② 連絡調整経費 250万円

(3) 実績と成果

年度	件数	推進員数	金額(千円)	年度	件数	推進員数	金額(千円)	年度	件数	推進員数	金額(千円)	
7	1	50	27,500	9	1	107	94,200	11	1	180	119,433	
8	1	98	105,000	10	1	150	111,601					
									計	5	585	457,734



## VI. 県外居住被災者への支援

### VI-1 県外居住被災者支援事業

#### ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業補助

##### (1) 趣旨

目的：県外に居住する被災者が、情報収集や諸手続き、震災前に住んでいた地域の人々との交流などのため、被災地内の宿泊施設を利用した場合に宿泊費の一部を補助する制度を設け、被災者のリフレッシュと兵庫県へのカムバック促進を図る。

事業年度：平成10年度～11年度

##### (2) 内容

###### ■補助対象者

県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」送付世帯（宿泊補助券（2枚）を同封して送付）

###### ■補助対象事業

被災地内の宿泊施設を利用した場合の宿泊費の一部補助

###### ■補助額

1世帯1回（1泊）につき3,000円（1世帯2回を限度とする。）

##### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）
10	304	912
11	264	792
計	568	1,704

#### ひょうごカムバックコール&メール事業

##### (1) 趣旨

目的：県外に居住する被災者に対して、電話や手紙等によるきめ細かな相談、情報提供等を行うことにより、兵庫県に戻るための取組みを支援することを目的として電話訪問相談員の設置、県営住宅等の募集情報の送付等を行う事業に対して補助し、被災者の生活復興を図る。

事業年度：平成22年度～28年度

※平成21年度以前は生活復興相談員設置事業、高齢世帯生活援助員設置事業で電話相談員を配置。

##### (2) 内容

###### ■補助対象者

県・市町生活支援協議会

###### ■補助対象事業

- ① 電話訪問相談員の設置（県外居住被災者の状況把握、相談及び情報提供）
- ② 県営住宅等の募集情報の送付
- ③ その他、県外居住被災者の生活復興を支援する業務

■補助率：10/10以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
22	1	2,385	25	1	2,274	28	1	2,483	
23	1	2,283	26	1	2,498				
24	1	2,300	27	1	2,409				
							計	7	16,632

【参考：ひょうごカムバックコール&メール事業の登録者数の推移】

年度	登録者数	年度	登録者数	年度	登録者数	年度	登録者数
10	1,456	15	296	20	113 (280)	25	62 (174)
11	1,576	16	257	21	96 (248)	26	56 (166)
12	570	17	350	22	88 (228)	27	46 (111)
13	419	18	178	23	75 (203)	28	43 (95)
14	349	19	147 (316)	24	67 (191)		

※ ( ) 内は①電話訪問、②県営住宅募集要項の送付いずれかのみを希望する者を含む登録者数

VII. 被災商店街等の活性化に対する支援

VII-1 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助

(1) 趣旨

目的：被災地商店街等が空き店舗・空き地を活用して行うコミュニティ形成に寄与する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、被災商店街等の集客力の向上と地域産業の活性化を図る。

事業年度：平成9年度～16年度



〈空き店舗を活用したホール〉

(2) 内容

■補助対象者

災害救助法の適用を受けた市町の商店街・小売市場等

■補助対象経費：空き店舗・空き地を活用して行うギャラリー、休憩所の整備・運営等、コミュニティ形成に寄与する事業の経費

■補助率：1/4 (※平成12年度以降1/3) 以内

■補助限度額：1年目500万円、2年目275万円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
9	1	421	12	2	1,110	15	1	92	
10	2	1,777	13	0	0	16	2	750	
11	4	6,100	14	0	0	17	2	346	
							計	14	10,596

## VII-2 被災商店街空き店舗等活用支援事業

### (1) 趣旨

目的：被災商店街等が空き店舗・空き地を活用して、新たに共同して商業活動を展開し商店街のイメージアップを図る実験的な店舗運営事業や、商店街が不足業種解消のための新規開業者を誘致する事業に対して助成することにより、にぎわいの創出、集客力の向上を図る。

事業年度：平成10年度～16年度

### (2) 内容

#### ■補助対象者

災害救助法の適用を受けた市町の商店街・小売市場等で次の要件を満たすもの

(平成10年度～11年度) 構成員の半数以上が災証明を受けていること

(平成12年度～) 構成員の5%以上が全壊若しくは半壊の災証明を受けている、構成員の半数以上が災証明を受けている、又は店舗減少率が15%以上であること

#### ■補助対象事業

商店街の集客力の向上、不足業種の解消を図るため、空き店舗・空き地を利用して商店街等自らが実施する物販・飲食等の実験的店舗運営事業及び新規開業者誘致事業

#### ■補助対象経費：

空き店舗等を活用する場合 店舗賃借料、内装設備工事費、広報費

空き地を活用する場合 土地賃借料、建物及び構築物建設費（法人のみ）、内装・設備工事費、広報費

#### ■補助率

(平成10年度～11年度) 1/4以内（市町同率補助）

(平成12年度～) 1/3以内

#### ■補助限度額：（平成10年～11年度）

空き店舗を活用する場合 1年目3,000千円、2年目1,800千円

空き地を活用する場合 1年目4,125千円、2年目675千円

（平成12年度～）

1年目4,000千円、2年目2,400千円

#### ■補助期間：2年間

### (3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
10	0	0	13	6	3,124	16	1	433	
11	4	1,197	14	5	2,379				
12	6	2,341	15	2	1,814				
							計	24	11,288

## VII-3 被災商店街空き店舗等再生支援事業

## 商店街新規出店・開業等支援事業

## (1) 趣旨

目的：震災により喪失したにぎわいを十分取り戻せていない被災市内商店街等において、魅力ある店舗の新規出店・開業等に対する支援を行うことにより、商店街等における新陳代謝・活性化を促進し、被災地域商業の活性化を図る。

事業年度：平成22年度～26年度

## (2) 内容

## 【平成22年度～25年度】

区分	新規出店支援事業	商店継承支援事業	地域交流促進等施設設置事業
分野	魅力ある店舗の立地促進	円滑な事業の継承	商店街の機能強化・運営
補助対象者	商店街・小売市場、商工会・商工会議所、まちづくり会社、第三セクター、開業希望者等	事業譲渡（商店継承）を希望する者	商店街・小売市場、商工会・商工会議所、まちづくり会社、第三セクター、商業者グループ等
対象事業	やる気ある商業者の新規出店	廃業予定者からの店舗継承	空き店舗等を活用した子育て・高齢者支援など地域間交流や生活支援を図る施設の設置・運営
補助期間	2年	2年	3年
対象経費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費	内装工事費、ファサード整備費、家賃、広報宣伝費
補助率	1/3以内	1/3以内	1/2以内
限度額	150万円（1年目） 50万円（2年目）	150万円（1年目） 50万円（2年目）	300万円（1年目） 100万円（2年目） 50万円（3年目）

## 【平成26年度】

区分	新規出店・開業支援事業		商店継承支援事業
	新規出店支援	地域交流促進等施設設置・運営支援	
分野	魅力ある店舗の立地促進	商店街の機能強化	円滑な事業の継承
補助対象者	開業希望者	商店街・小売市場、商工会・商工会議所、まちづくり会社、第三セクター、商業者グループ等	事業譲渡（商店継承）を希望する者
対象事業	やる気ある商業者の新規出店、業種転換、業態変更	空き店舗等を活用した子育て・高齢者支援など地域の交流や、生活支援を図る施設の設置・運営	廃業予定者からの店舗継承
補助期間	2年	2年	2年
対象経費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費	店舗等賃借料（H25のみ）、内装工事費、ファサード整備費、家賃、広報宣伝費等運営費	店舗等賃借料、内装工事費、ファサード整備費
補助率	1/3以内		1/3以内
限度額	150万円（1年目） 50万円（2年目）		150万円（1年目） 50万円（2年目）

(3) 実績と成果

年度	件数				金額 (千円)
	新規出店支援事業	商店継承支援事業	地域交流施設設置・運営事業	計	
22	7	2	1	10	10,665
23	12	2	3	17	13,168
24	14	2	5	21	10,495
25	14	0	6	20	19,163
26	20	1	5	26	17,517
27	14	1	1	16	5,594
28	4	0	1	5	711
計	85	8	22	115	77,313

商店街・まち再生プランづくり事業

(1) 趣旨

目的：被災地内の商店街等では、震災からの復興市街地の居住人口の減少や都市機能の郊外移転などまちの衰退と相まって、空洞化が進んでいることから、商店街の再生の鍵となる活性化プラン等の策定を支援することにより、商業とまちの活性化を図る。

事業年度：平成22年度～24年度

(2) 内容

■補助対象者

災害救助法の適用を受けた市町の商店街・小売市場等

■補助対象事業

① コンサルティング事業

補助事業者が、商業コンサルタント等の専門家を招聘し商圈の空き店舗、空き地の発生状況等の調査・分析や地域のマーケットニーズを踏まえた商店街活性化のコンセプトづくり等を行う事業。

② 再生計画策定事業

商店街活性化のコンセプトと商圈分析を踏まえた、空き地、空き店舗を活用した商業施設、駐車場、住宅等の整備などの具体的な事業計画づくり

■補助対象経費：コンサルタント費用、再生計画策定費用

■補助率：3/4

■補助限度額：コンサルタント費用 525千円  
再生計画策定費用 4,500千円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
22	13	13,321
23	11	12,366
24	5	16,875
計	29	42,562

**商店街・まち再生整備事業**

**(1) 趣旨**

目的：空洞化が進む被災市内の商店街や再開発ビルの空き店舗・未利用地の発生により、商業集積としての魅力が失われ、まちやビルの魅力も損なわれているため、それらの有効活用取組みを支援することにより、空洞化した商店街や再開発ビルの再生を図る。

事業年度：平成22年度～26年度

**(2) 内容**

■補助対象者

災害救助法の適用を受けた市内の民間事業者、商店街振興組合、事業協同組合  
(平成25年度～) 商工会議所、商工会

■補助対象事業

①～③のいずれかの事業計画に基づき実施する以下の店舗等整備事業及び駐車場等整備事業。ただし、他の国・県の補助金(中小企業高度化資金を含む。)を受ける事業を除く。

- ① 中心市街地活性化法第40条第4項に規定する経済産業大臣が認定した特定民間中心市街地活性化事業計画(平成22年度)
- ② 商店街・まち再生プランづくり事業により策定した再生計画(平成22年度～25年度)またはそれと同等の計画(平成23年度～25年度)
- ③ 低・未利用不動産活用による新規テナント誘致等のため計画(平成26年度)

店舗等整備事業	商店街・再開発ビル等の原則 200㎡以上(※1)の低・未利用店舗を借り上げ(※2)、店舗・住宅・地域コミュニティ機能の向上を図る施設として転貸等を行う事業
駐車場等整備事業	商店街の原則 200㎡以上(※1)の低・未利用地を借り上げ(※2)、駐車場又は広場等として活用する事業

(※1) 平成22年度は、200㎡以上かつ2区画以上

(※2) 平成25年度からは、借り上げない活用も対象

■補助対象経費：店舗等整備事業 改装・改修・改築費(資産計上できるものに限る)

駐車場等整備事業 駐車場・広場等整備費(老朽店舗の解体費含む)

■補助率：2/3以内

■補助限度額：店舗等整備事業 2,000万円、駐車場等整備事業 200万円

**(3) 実績と成果**

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	
22	1	20,000	24	2	33,596	26	0	0	
23	0	0	25	1	8,761				
							計	4	62,357

VIII. 復興市街地再開発地域のにぎわい創出に対する支援

VIII-1 復興市街地開発地域のにぎわい創出事業

復興市街地再開発商業施設等入居促進事業

(1) 趣旨

目的：再開発の長期化と商業活性化の立ち遅れにより再開発ビルの空き床が生じ、円滑な産業の復興と街の再生に支障を生じている。このため、復興市街地再開発事業によって建設される施設建築物の店舗、事務所等の保留床について利子補給、家賃補助やその他支援を行うことにより、空き店舗等への入居を促進することで、当該地域の商業等の活性化と事業の円滑な推進を図り、まちのにぎわいを創出する。

事業年度：平成12年度～28年度

(2) 内容

■補助内容

区分	利子補給制度			家賃補助制度	その他の補助制度		
	保留床管理法人型	個人、法人等型	特定建築者等型		地域活動支援制度	進出調査支援制度	事業所等開設支援制度
対象事業	復興市街地再開発事業 30地区	被災市街地復興推進地域内の復興市街地再開発事業のうち、平成14年4月1日時点で未完了の事業	被災市街地復興推進地域内の復興市街地再開発事業のうち、平成22年4月1日時点で未完了の事業	被災市街地復興推進地域内の復興市街地再開発事業のうち、平成14年4月1日時点で未完了の事業	新長田駅南地区市街地再開発事業		
対象者	店舗等の保留床を取得するために、資金融資等を受ける以下の保留床管理法人 ① 地方公共団体 施行事業 施行者の出資が1/5以上 ② 都市再生機構 施行事業 都市機構と地方公共団体の出資割合が併せて1/2超 ③ 市街地再開発組合 施行事業 組合員と地方公共団体の出資割合が併せて1/2超	商業施設等として保留床を取得するために資金融資を受ける個人又は法人等	店舗等の保留床を自ら建設又は取得するために資金融資を受ける特定建築者等	商業施設等として保留床を賃借する個人又は法人等 (平成16年度～) 上記法人にサブリース会社含む	NPO法人、まちづくり協議会等	空き区画を取得又は賃借しようとする個人又は法人等	市街地再開発事業地区内の被災者で、空き区画を取得又は賃借し、事業所や店舗等を開設しようとする個人又は法人等

対象床または経費	施行者が公募で分譲したにもかかわらず、譲渡出来なかった場合に、保留床管理法人が取得してテナント等に賃貸する店舗等の保留床		施行者又は保留床管理法人が公募で分譲又は賃貸しようとしたにもかかわらず出来なかった保留床等で、施行者が事業推進上必要と認める床		特定建築者等自らが店舗等として使用する保留床又は特定建築者等が店舗等としてテナント等に賃貸する床		施行者、保留床管理法人が公募で店舗等として分譲又は賃貸しようとしたにもかかわらず出来なかった保留床で、施行者が事業推進上必要と認める床 (平成22年度～) 対象床に特定建築者等及び市街地再開発事業施行者が出資する保留床管理法人が管理する権利床を追加		市街地再開発事業によって建設される施設建築物の住宅以外の区画で以下のもの ①店舗等の営業又は業務の用に供されていない区画 ②一般公募となる区画				
	補助内容	補助率	3.0% 以下	2.5% 以下	3.0% 以下	(平成14年度～) 1,000/㎡・月 (平成15年度～) 下表の補助単価×入居面積で算出した額	10/10	1/4	1/2	事業費、活動費	事業の採算、経営手法等のコンサルタントによる調査費	内装工事費	
		補助期間	5年間	5年間	5年間	入居後3年間	2年間	1年間	1年間				
			限度額・限度面積	保留床取得額の2/3以下	(対象限度面積) 3,000㎡	床面積×20万円/㎡×2/3、又は、建物価格の2/3のいずれか少ない額	(対象限度面積) (平成14年度～) 200㎡まで (平成15年度～) 実家賃の1/2以下、3,000㎡まで	100万円/年	100万円	100万円			
				平成12年度～16年度	平成14年度～16年度	平成22年度～25年度	平成14年度～28年度	平成17年度～28年度	平成17年度～21年度	平成17年度～21年度			



(3) 実績と成果

支援件数

- ①利子補給制度20件      ②家賃補助制度521件      ③地域活動支援制度5件  
 ④進出調査支援制度0件      ⑤事業所開設支援制度2件

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
12	0	0	19	152	95,592	26	92	42,884	
13	0	0	20	118	65,891	27	77	38,794	
14	16	23,114	21	107	69,323	28	72	28,320	
15	88	62,548	22	132	69,660	29	63	27,075	
16	167	150,452	23	122	55,219	30	55	18,939	
17	199	190,480	24	112	53,198	R元	52	11,495	
18	181	157,126	25	110	47,992	R2	13	1,097	
							計	—	1,209,199

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業

(1) 趣旨

目的：震災により減少した人口の回復が遅れている被災市街地で、再開発の長期化や商業活性化の立ち遅れにより空き床や商店街における空き店舗が生じ、円滑な産業の復興とまちの再生に支障が生じている地域において、事業所開設経費を助成する事業に対して補助することにより、意欲ある事業者の出店を促進し、まちのにぎわいの再生を図る。

事業年度：平成20年度～令和元年度

(2) 内容

■補助対象者

改正中心市街地活性化法第15条第1項の規定により組織された神戸・新長田中心市街地活性化協議会において、当該事業を適切に行うことができる者として承認された団体

■補助対象事業

新長田中心市街地活性化基本計画において定められた地区における出店希望者に対する事業所開設経費の助成

① 助成対象事業者

復興市街地再開発事業によって建設されてから1年以上経過した施設構造物内の空き区画又は補助事業者が活性化する必要があると認めた商店街・小売市場等の空き店舗を賃借し、事業所を開設する者又はサブリースする団体で、助成対象経費が1,000千円以上の者

② 助成対象経費

事業所の内装・設備工事費等に要する経費（平成26年度～付帯設備設置費を追加）

③ 助成率・助成限度額

（平成20年度～24年度）1事業所当たり1/2以内、助成限度額：300万円

（平成26年度～令和元年度）1事業所当たり2/3以内、助成限度額：400万円

■補助対象経費

補助事業実施のために必要な以下の経費

① 事業所開設者又はサブリースする団体に対する助成金

② 補助事業者が事業開設者の募集・選定等に要する事務経費

## ■補助率

10/10

## (3) 実績と成果

年度	事業所数	金額 (千円)	年度	事業所数	金額 (千円)	年度	事業所数	金額 (千円)	
20	4	10,015	24	24	54,390	28	20	57,016	
21	25	45,070	25	16	30,130	29	14	44,277	
22	27	56,400	26	23	69,391	30	16	52,150	
23	17	33,566	27	18	48,848	R元	20	58,692	
							計	224	559,945

新長田地域集客力向上促進事業

## (1) 趣旨

目的：新長田駅周辺地域においては、再開発事業等の遅れなどにより、他の地域と比べ、まちなぎわいが回復していない状況が続いている。

このため、この地域の販売促進事業やまちづくりの強化に取組み、地域内外からの消費需要を喚起する事業に補助し、地域商業とまちなぎわいの活性化を図る。

事業年度：平成25年度

## (2) 内容

## ■補助対象者

神戸・新長田中心市街地活性化協議会

## ■補助対象事業

## ① 商店街買い物ポイント実施事業

「新長田で買いましょう運動」に取組み、500円購入で1ポイント、満点10ポイントで(売上5,000円)で500円(10%) (※還元実施期間 平成25年7月13日～9月23日)

## ② ガイドブック発行事業

ポイント事業の説明や取扱い店舗等をはじめ、地域情報を掲載したガイドブックの発行

## ③ まちづくり活動推進事業(新長田のブランド開発、産学連携等)

地域課題の解決のために取組む、まちづくりや商店街の活性化につながる活動を推進

## ■補助率

3/4

## (3) 実績と成果

1件 6,272千円

復興市街地再開発地域リーディング開発モデル事業

## (1) 趣旨

目的：復興市街地再開発地域において、開発コンセプトを明確にした空き区画を活用したゾーン開発・運営を支援し、空き区画の有効活用等による新たなまちなぎわいの創出を図る。

事業年度：平成26年度～28年度

(2) 内容

■補助対象者

神戸市

■補助対象経費：神戸市が復興市街地再開発地域リーディング開発モデル事業を行うのに必要な経費  
(ゾーン設計費、店舗誘致、イベント・広告、内装空間演出費等)

■補助率：補助対象経費の 3/4 以内 補助期間：2年

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)
26	1	61,296
27	1	50,514
28	1	18,814
計	3	130,624